



請 書 (修繕・工事)

1. 件 名 _____
2. 施工場所 _____
3. 履行期限 令和 年 月 日まで
4. 金 額 _____
うち、消費税額 円 _____

(円未満は切り捨て)

上記の業務について、下記の契約条項受諾の上、相違なく履行することを誓約し、お請けします。

令和 年 月 日

国分寺市長 宛

(受注者) 住 所

氏 名

印

※消費税届出事項 (どちらかの番号を○で囲むこと)

1. 消費税法の課税事業者である。 2. 消費税法の免税事業者である。

※依頼先 (依頼をした課名・学校名・保育園名等を記入願います。)

_____より依頼

契 約 条 項

発注者である国分寺市が上記業務を上記金額で依頼するため、受注者と契約する条項は、次の通りである。

- 依頼業務の期限及び場所は上記の通りである。
- 受注者は上記の期限内に業務を履行することができなくなったときは、その事由及び遅滞日数等を詳記して発注者に届出しなければならない。
- 受注者はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- 発注者は業務が完了したときは、受注者の立会いの上、検査を行うものとする。
- 前項の検査に合格したときをもって、契約の目的物の引渡しを完了したものとする。
- 契約代金は、検査の完了後受注者の請求により、30日以内に支払うものとする。ただし特別の事由のある場合はこの限りでない。
- 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上この契約の内容を変更し、又は業務の中止をすることができる。
- 受注者は、契約の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態 (以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 発注者が契約不適合 (数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。
 - 契約期間内に業務を終了しないとき又は業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - 契約解除の申出があったとき。
 - 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。
- 契約期間内に契約を履行しないときは、延滞日数に応じて、契約金額に、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額を契約違約金として徴収する。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その延滞部分についてのみ徴収することができる。
- この契約条項に基づく見積、契約、請求、領収等に使用する印鑑は同一のものでなければならない。
- 受注者は国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款を遵守しなければならない。
- この契約条項に定めのない事項及びこの契約条項解釈に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めることができる。

(令和6年4月1日適用)